

奈良県告示第百二号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条第一項の規定により、次のとおり地方卸売市場の認定をした。

令和二年六月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 開設者の名称及び住所

名称 五条青果食品有限公司

住所 五条市須恵二丁目三番九号

二 地方卸売市場の名称

五条青果食品地方卸売市場

三 地方卸売市場の位置及び取扱品目

位置 五条市須恵二丁目三番九号

取扱品目 青果物及びその加工品並びに花き

四 認定年月日

令和二年六月二十一日